

総合事業(基準緩和型訪問サービス) Q&A

No.	種別	質 問	回 答
1	指定	申請手続きについて、運営規程の見直しが必要であり、記載例で文言を示していただいたが、その他表現上不明な点が多々ある。運営規程の雛形などを提示してもらえないか。	本市では、これまでの介護サービスにおいても運営規程等の雛形等は示しておりません。また、事業所ごとに規定方法や文言が様々なものとなっており雛形を見本として提示すると逆に混乱を招くことが危惧されますので、現時点では雛形等を示す予定はありません。
2	指定	指定を受けた基準緩和型サービス指定事業所を、どのように把握すればよいのか。事業所一覧を徳島市ホームページ上で確認できるのか。	指定事業者の一覧表を随時本市ホームページに公表する予定です。 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/kaigo/sougoujigyoyou.html http://opendata.city.tokushima.tokushima.jp/dataset/hoken_hukushi_sisetujigyoyouitiran
3	運営	「従事者」が業務についた場合、訪問記録はどの程度必要なのか。ケアマネから届くケアプランに沿って個別の介護計画書等は利用者への説明、同意等、評価も含めてどのようにすればよいか。従来の訪問介護相当サービスと同程度が必要なのか。	従来の訪問介護相当サービスと同様の運営をしてください。
4	運営	サービス利用について、同事業所で訪問型サービスから基準緩和型訪問サービス利用に変更する場合には、契約変更等が必要か。	お見込みのとおり、契約変更の手続きが必要です。変更手続の際には、利用者に基準緩和型訪問サービスに係る重要事項説明書を交付して、その内容を説明し、利用者の同意を得るようにしてください。